

外部評価個票

資料2-②

事業名	企業立地促進事業費	開始/終了(予定)年度	H16 /	成果指標及び 成果実績	成果指標	単位	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和11年度 (最終目標)								
グループ名	企業立地促進補助金				①企業立地件数 (R2-R6年累計) 100件	実績	件	26	16	13	9	—								
部局・担当課名	産業労働部産業創造振興課産業立地室					当初見込み	件	—	—	—	—	—								
創設背景 (課題)	少子高齢化の進展に伴い、生産労働人口の減少が見込まれる中で、本県産業が発展していくためには、労働力の減少を補い、さらに発展していくだけの高い生産性を、全産業において実現していく必要がある。こうしたことを踏まえ、本県産業の高付加価値化や魅力ある雇用の創出、県民所得の向上を図るために、成長期待分野を中心に、積極的な企業誘致の取組みが不可欠である。	②デザイン産業や情報関連等の誘致件数及び企業立地件数 (R11) 21件	実績	件	—	—	—	—	—	—	—									
事業の目的	本県への企業立地を促進し、地域経済の活性化と雇用の拡大を図るため、新たに県外から立地する企業及び県内企業による増設に対し補助金を交付する。	③	実績																	
事業概要	(1) 企業立地促進補助 製造業等を営む企業が、新たに県外から立地する場合及び県内企業が増設する場合に所定の経費を助成 【補助金(主なもの)】 ○新設(本社機能移転・大規模・一般)、増設 ○研究開発施設への補助 《主な加算措置》 ○雪対策への補助(消雪設備、除雪設備、利雪設備) ○本社機能移転の社員寮の設置への補助 ○工場建設に合わせて本社機能を付加する場合の特別加算(増設も可) ○鳥海南工業団地10ha以上取得の場合には補助率を倍増 等 (2) ソフト産業立地促進補助 新たに県外からIT業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業)、デザイン業、バックオフィス業務等を立地する場合及び既に県内にある事業所が増設する場合に所定の経費を助成	④	実績																	
補助概要	補助率 (最終受益者に対する補助率)	県の裁量の有無	補助の相手方		成果指標設定の考え方															
	5~50%、定額	○	本県への立地企業		○山形県産業振興ビジョン(R2.3策定、計画期間: R2年度~R6年度)において、令和2年度~6年度までの企業立地件数(目標)を計100件と設定。(実績: 84件)															
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	○山形県産業振興ビジョン(R7.3策定、計画期間: R7年度~R11年度)において、令和11年におけるデザイン産業や情報関連等の誘致件数及び企業立地件数の合計(目標)を21件と設定。						※各年の立地等件数は暦年である。		執行率50%未満の場合の要因分析					
	当初予算額 (単位:千円)	2,051,796	2,155,902	2,350,942	1,930,263	1,924,196														
財源内訳 (単位:千円)	国庫支出金																			
	県債																			
	その他特定財源																			
	一般財源	2,051,796	2,155,902	2,350,942	1,930,263	1,924,196														
	計	2,051,796	2,155,902	2,350,942	1,930,263	1,924,196														
決算額 (千円単位)		2,039,672	1,517,376	1,984,053	1,919,631	—														
執行率 (%)		99%	70%	84%	99%	#VALUE!														

事業所管部局による評価・検証(令和7年度9月末まで)

項目	評価 (ABC)	評価に関する説明	課題	今後の対応
全ての事務視点事業の検証	①長く継続し、社会経済情勢の変化とミスマッチになってないか。 (開始時から社会経済情勢の変化を考慮して、継続するのは妥当か。)	A 本事業は、社会経済情勢の変化を的確に捉えながら、補助メニューの見直し・改廃を適宜行っており、制度の柔軟性と有効性を確保しながら、本県の政策実現に資する企業を効果的に誘致するための手段として活用している。		
	②当初の目的や役割を一定程度達成しているのではないか。 (当初の目的・役割の達成程度からみて、継続するのは妥当か。)	A 本事業は、県外企業の誘致を通じて地域経済の活性化と雇用創出を図ることを目的に創設され、これまで多くの企業が本県に立地し、成果を上げている。今後も、本県産業の持続的な発展に向けて、戦略的な視点で企業誘致の取組みを進めることが重要であり、継続は妥当と考える。		
	③人口減少を受けて受益者が減少し、コストに見合っていないのではないか。 (開始時から受益者が減少しても、継続するのは妥当か。)	A 企業立地補助金の直接の受益者である立地企業への支援を通して、人口減少下においても、地域経済の活性化や若者の県内定着にも資する雇用の創出を図る取組みは必要不可欠である。立地企業による県内経済への波及効果とコストを随時検証しながら取組みを進めていく。		
検証点の取組ポイントマ	④課題に対する事業手法は妥当か。	A 他県との誘致競争が激化する中、初期投資や雇用創出等、企業立地に向けた支援は企業の意思決定に直結するものであり、事業手法として妥当である。		今後も、社会経済情勢の変化を踏まえた補助メニューの見直しを継続的に行い、企業ニーズに即した支援内容の充実を図っていく。また、持続可能な社会づくりに求められる企業誘致や地域資源との親和性が高い企業への支援強化を通じて、若者や女性を含めた県内への定着促進とともに、本県産業の持続的発展を目指す。
	⑤成果指標と目標値の考え方は妥当か。	B 成果指標として企業立地件数を設定することは、企業誘致の進捗を定量的に把握する上で妥当。目標値についても、過去の実績や社会経済情勢を踏まえた上で、現実的かつ挑戦的な水準を設定しており、政策効果の検証や事業改善に資するものと考えている。		
	⑥「執行率が50%未満の場合の要因分析」の内容・手法は妥当か。			

(評価基準) 「A:妥当性が高い/B:おおむね妥当である/C:妥当性が低い」

(1) 山形県企業立地促進補助金(新設)

(2) 山形県企業立地促進補助金（増設）

区分	対象事業者	補助要件	補助金の額 (消費税を除く)
大規模	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額（消費税除く。 以下同じ。）が10億円以上 (2)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が300名以上 (3)用地取得から3ヶ月以内の着手、5年内の事業	補助率：10% 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：50億円	
一般	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上 (空工場の取得の場合には、100万円以上) (2)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が ①10名以上 ②20名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、5年内の事業 が15億円を超える場合は3年以内の採業	補助率：10% 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：10億円	
新規	県内に用地を取得し、工場を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上 (空工場の取得の場合には、100万円以上) (2)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が ①10名以上 ②20名以上 (3)用地取得から1年以内の着手、2年内の事業	補助率：10% 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：10億円	
一般	県内に用地を取得し、研究開発施設を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3,000万円以上 (空工場の取得の場合には、500万円以上) (2)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が ①10名以上 ②20名以上 (3)本社等建物の建設着手から2年以内の事業	補助率：25% 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：① 3億円 ② 10億円	
一般	県内に建物を建設し、研究開発施設を設置する場合 (1)本社機能支社対象固定資産の取得額5,000万円以上 (空きオフィス等の取扱いは、500万円) (2)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が ①10名以上 ②20名以上 (3)本社等建物の建設着手から2年以内の事業	補助率：15% 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】 限度額：① 3億円 ② 10億円	
一般	県内に建物を建設し、物流開発施設を設置する場合 (1)土地を除く固定資産の取得額3億円以上 (空工場の取得の場合には、100万円以上) (2)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が20名以上 (3)用地取得から15億円を超える場合は3年内の事業	補助率：20% *新規地元常用雇用者（人員移動含む）が20名以上 リース5年間を対象 限度額：15億円 リース期間を超過する場合は 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】	
賃貸・リース	県内に建物を建設し、物流開発施設を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者（人員移動含む）が20名以上	補助率：20% *新規地元常用雇用者（人員移動含む）が10名以上 リース5年間を対象 限度額：15億円 リース期間を超過する場合は 【バイオガス装置 鳥海南工業団地 特別加算措置参照】	
賃貸・リース	県の誘致により、県外から新規地元常用雇用者（人員移動含む）を導入する企業又は物販業で、製造業を営む企業又は物流開発施設を設置する場合	県の誘致により、県外から新規地元常用雇用者（人員移動含む）を導入する企業又は物流開発施設を設置する場合	

区分	対象事業者	補助要件	支給額	補助金の額
大規模	県に限らず工場等を有する企業等(被保険者を含む) (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	事業の高度化等に資するために工場を設置し、運営するためには工場等を有する企業等に工場等を有する企業等を工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上以上 (2)新規地元固定資産の取扱額が1億円以上 (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	支給額:(当該税を除く) 対象経費 ・建物・設備 ・リース額	補助率: 5% 対象経費が20億円以下 対象経費が20億円を超えるものが5% 〔「は」は、被保険者、 航空機、 限度額、4億円〕
一般	県に限らず工場等を有する企業等(被保険者を含む) (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、運営するためには工場等を有する企業等に工場等を有する企業等を工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が20名以上以上 (2)新規地元固定資産の取扱額が15億円以上 (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	支給額:(当該税を除く) 対象経費 ・建物・設備 ・リース額	補助率: 5% 〔「は」は、有機I、自動車、 航空機、 限度額、+5%〕 〔「は」は、有機II加算あり〕
一 立 地 後 5 年 以 内 増 加	県に限らず工場等を有する企業等(被保険者を含む) (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、運営するためには工場等を有する企業等に工場等を有する企業等を工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が5名以上以上 (2)新規地元固定資産の取扱額が15億円以上 (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	支給額:(当該税を除く) 対象経費 ・建物・設備 ・リース額	補助率: 5% 対象経費が15億円以下 対象経費が15億円を超えるものが5% 〔「は」は、ハイオ加算あり〕 〔ハイオ加算あり〕 〔ハイオ加算あり〕
設 置 資 本 リ ス	県に限らず工場等を有する企業等(被保険者を含む) (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	事業の高度化等に資するために新たに工場を設置し、運営するためには工場等を有する企業等に工場等を有する企業等を工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上以上 (2)新規地元固定資産の取扱額が500万円以上 (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	支給額:(当該税を除く) 対象経費 ・建物・設備 ・リース額	補助率: 5% 対象経費が15億円以下 対象経費が15億円を超えるものが5% 〔ハイオ加算あり〕 〔ハイオ加算あり〕
一 般 物 流 通 設 施	県に限らず工場等を有する企業等(被保険者を含む) (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	事業の高度化等に資するために新たに物流関連施設を設置し、運営するためには工場等を有する企業等に工場等を有する企業等を工場等を設置する場合 (1)新規地元常用雇用者(人員移転含む)が10名以上以上 (2)新規地元固定資産の取扱額が500万円以上 (3)知事の指定を受けた日から年以内の着手、 (4)市町村における産業施設等に沿つたものであること	支給額:(当該税を除く) 対象経費 ・建物・設備 ・リース額	補助率: 5% 対象経費が15億円以下 対象経費が15億円を超えるものが5% 〔ハイオ加算あり〕 〔ハイオ加算あり〕

（注）新規面接時日常用語使用者についてお知りになります。
次の要件をすべて満たす方へお問い合わせください。
①雇用保険法（昭和40年法律第116号）、第603条の2 第1項第1号に規定する一般被保険者である者
②業界規則の定めのある者
③業界規則に准ずる者

(3) 山形県ソフト産業立地促進補助金(新設)【IT・デザイン】

<特別加算措置>		区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
雪対策	新設に該当する企業	雪対策	雪対策を講じる企業を対象	雪対策により県外から新たに進出する事業者	新規地元常用雇用者が5名以上	①名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②事業所賃借料 ③初期費用(内装工事費 同士の、電気工事、土木工事、海面環境整備、衛生設備整備等、事務機器・什器類取扱費) ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
社員寮	新設〔本社機能移転〕に該当する企業	社員寮	社員寮への補助〔本社機能移転〕に該当し、自社の複数の社員が居住するための社員寮を設置する企業を対象	県の誘致により県外から新たに進出する事業者	新規地元常用雇用者が1名以上 ※他に、スマートスターの要件あり	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用(内装工事費、セキュリティ関係整備、通信環境整備、衛生設備整備等、事務機器・什器類取扱費) ○限度額：3億円 (①～③に係る補助金の合計額通算)
新設	新設〔大規模、一般、販売、リース〕に該当する企業	新設	県の誘致により県外から新たに進出する本社機能部門に配置する人員一人あたり200万円 ※補助金額は3年間に亘る新規地元常用雇用者と別に配賦する。	県の誘致により県外から新たに進出する事業者	新規地元常用雇用者が5名以上 ①土地を除く固定資産の取得額 ②新規地元常用雇用者5名以上 ③用地取得から1年内の着手手数料(対象経費が1.5億円を超える場合は3年)以内の償還	①名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
新設	本社機能の付加	新設	県内に工場等を設置する場合において、当該工場に新たに本社機能を付加する企業を対象 補助金額は3年間に亘る新規地元常用雇用者と別に配賦する。 ※補助対象事業は、新規地元常用雇用者と別に配賦する。	県の誘致により県外から新たに進出する事業者	新規地元常用雇用者が5名以上 ①土地を除く固定資産の取得額 ②新規地元常用雇用者5名以上 ③用地取得から1年内の着手手数料(対象経費が1.5億円を超える場合は3年)以内の償還	①名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
賃貸	テボリース	賃貸	テボリースの場合は、5年間を限度とする。※上記の補助事業ににおいて、新規地元常用雇用者が50名以上の場合は補助率は2倍とする。 ※対象事業の運営開始から5年間を対象とする。	県の誘致により県外から新たに進出する事業者	新規地元常用雇用者が1名以上 ①土地を除く固定資産の取得額 ②新規地元常用雇用者1名以上 ③用地取得から1年内の着手手数料(対象経費が1.5億円を超える場合は3年)以内の償還	①名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②15億円以下の部分は20% 15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
鳥海南工業団地			※表中の「バイオ」はバイオ関連企業を指します。 ※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受けなければなりませんので、事前にご相談ください。 ※上記のほかにも要件がありますので、詳細はお問合せください。 ※県の補助金のほか、県内市町村による独自の補助金もご利用いただけます。			

※スマートスタートの要件等について 下記要件のほか、説明状況等も確認し、特例の対象となるかを判断します。
①本具経済性等に賛成するにと て、IT業又はデザイン業をして営んでいること
②立地計画書の提出時に、IT業又はデザイン業をして営んでいること
③採業後3年以内に地元常用雇用者を5名以上雇用すること 詳しくはお問い合わせください。

※補助金の交付を受ける場合は、あらかじめ知事の指定を受けが必要がありますので、事前にご相談ください。

(4) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設 立地5年以内）【IT・デザイン】

区分	対象事業者 （賞借（5年以内））	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額 (補助率等)
県の誘致により県外から新たに進出し、県内で営業開始から5年以内の、工業又はデザイン業を専門とする企業	新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②事業所賃借料 ③初期費用(内装工事費[間仕切り、電気工事、セキュリティ設備、通話装置設備、衛生設備機器、事務機器・什器類取得費])	①名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②1／2 対象期間：5年 ③○限度額：3億円 ○(①～③)に係る補助金の合計額(通算)	①1名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②1／2 対象期間：5年 ③○限度額：3億円 ○(①～③)に係る補助金の合計額(通算)
県の誘致により県外から新たに進出し、県内で営業開始から5年以内の、工業又はデザイン業を専門とする企業	既存外用固定資産額1億円以上 又は新規地元常用雇用者が5名以上	①雇用奨励金 ②新規地元常用雇用者が5名以上 の取扱額 ③用地取得から1年内の着工、2年(対象額が1.5億円を超える場合は3年)以内の採業	①名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②1.5億円以下の部分は20% 1.5億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 ○(①②に係る補助金の合計額(通算))	①1名あたり60万円 対象期間：原則5年 ②1.5億円以下の部分は20% 1.5億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 ○(①②に係る補助金の合計額(通算))

(6) 山形県ソフト産業立地促進補助金（新設）【コールセンター】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
新設 取 得	県の誘致により県外から新たに進出する企業(オフィス業(ハックオフ)を含む)を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)用地取得から1年以内、対象経費が1.5億円を超える場合(3年)以内の操業	(1)雇用奨励金 (2)土地を除く固定資産の取得額	補助率等: ① 1人あたり30万円 ② 1.5億円以下部分は20% 1.5億円を超える部分は5% ○限度額: 10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

(7) 山形県ソフト産業立地促進補助金（増設）【コールセンター】

区分	対象事業者	補助要件	対象経費 (消費税を除く)	補助金の額
取得	既に県内に事業所を有する、コールセンター業務(バッカオ)を行う企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 5億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)知事の指定を受けた日から1年内の着手、 内の営業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資產 の取得額 ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)	補助率等： ①1人あたり30万円 ②5% ○限度額：1億円 (①②に係る補助金の合計額通算)
取得	県の誘致により県外から新規に進出しきら 県内での操業開始から5年以内の企業(バッカオ) を行なう企業	(1)土地を除く固定資産の取得額 1億円以上 (2)新規地元常用雇用者が10人以上 (3)知事の指定を受けた日から1年内の着手、 内の営業	①雇用奨励金 ②土地を除く固定資產 の取得額 ○限度額：15億円を超える部分は5% ②15億円を下の部分は20% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)	補助率等： ①1人あたり30万円 ②15億円以下を下の部分は20% ②15億円を超える部分は5% ○限度額：10億円 (①②に係る補助金の合計額通算)

注「1」新規地元常用雇用者について
次の要件をすべて満たす方が該当となります。
 (昭和49年法律第16号) 第60条の2 第1項第1号に規定する一般被保険者である者
 ① 雇用に住所を有する者
 ② 雇用期間の取扱いについて
 新規地元常用雇用者(年以降は従業員に限る)の人あたり30万円
 (開設後3年以内に、使用者の数が30万円
 増加した3年以内に、使用者の数が30万円
 ただし、新規地元常用雇用者が3年連続300人以上の場合、6年以内)

注「2」雇用開始金の取扱いについて
 新規地元常用雇用者(年以降は従業員に限る)の人あたり30万円
 (開設後3年以内に、使用者の数が30万円
 増加した3年以内に、使用者の数が30万円
 ただし、新規地元常用雇用者が3年連続300人以上の場合、6年以内)